鎌倉幕府の知行保護法制

── 知行保持訴訟と外題安堵法の運用を中心に ──

松 園 潤 一 朗※

Ⅰ　はじめに ── 所有と力 ──
Ⅱ　知行保持訴訟手続
Ⅲ　外題安堵法の運用
Ⅳ　むすびにかえて

Ⅰ　はじめに ── 所有と力 ──

近代的所有権の持つ観念的性格に対し、前近代における所有は事実と密接な結び付きを有した。山内進氏によると、中世ヨーロッパにおける所有とは、物や土地に対する身体的、直接的支配を意味した。ローマにおいても所有とは自らの手でとることであり、手という身体の一部で把握し続ける事実と能力のうちに所有権という権利があった。所有は力と密接な関係にあり、自力救済行為は法的な正当性を有したとされる[1)]。

中世日本についても社会諸成員の自力救済行為が権利の維持・実現と密接な関わりを有していたことは自明とされているが、それは、法制度上、正当性を有さなかったことが指摘されている。石井良助氏によると、「法定の手続」において自力救済は禁止されていた[2)]。新田一郎氏も指摘するように、中世社会の秩序を

『一橋法学』（一橋大学大学院法学研究科）第 15 巻第 1 号 2016 年 3 月　ISSN 1347 - 0388
※　一橋大学大学院法学研究科専任講師
1)　山内進「ヨーロッパ法史における所有と力」（同編『混沌のなかの所有』国際書院、2000 年）。自力救済の正当性について、同『掠奪の法観念史 ── 中・近世ヨーロッパの人・戦争・法 ──』（東京大学出版会、1993 年）、同『決闘裁判 ── ヨーロッパ法精神の原風景 ──』（講談社、2000 年）等。

構成するのは実力行使そのものではなく、社会的に認知され正統化された実力行使であり[3]、自力救済の抑止と法制の展開は国制史上の重要な論点となる。

比較法史の観点から日本中世における不動産訴訟法の存在に注目した石井氏は、物権の表現形式として、知行（土地の支配・用益）と証文を挙げ、前者の効力として知行の保持・回収の訴の存在を論じた[4]。その手続は鎌倉・室町幕府を通じて整備がなされる。室町幕府の手続について石井氏は、「訴人の申立に対して一定の条件を具備せるものに就き、右の審理手続〔筆者註―理非判断〕を省略して、一先づ訴人を論所に安堵せしむべき旨の命令を発し、彼をして簡易に論所の知行を全うせしめんとする手続」とし、両当事者の対論を経た後に裁許（「理非」判断）を行う「通常訴訟手続」との対比から、それを「特別訴訟手続」と呼んだ[5]。この手続によって次のような文書が発給された。

【史料1】室町幕府引付頭人某奉書（「永弘文書」『南北朝遺文　九州編』〈東京堂出版〉2152号）

宇佐若宮権擬神主秀基(田染)申、当社領豊後国田染庄内須加牟田八段事、訴状・具書如レ此、子細見レ状、早任二正和二年(1313)三月十二日鎮西下知状一、停二止豊前蔵(田原盛直)人次郎入道法光濫妨一、沙二汰一付秀基於下地一、執二進請取状一、載二起請詞一可レ被二注申一、使節緩怠者、任二被定置之旨一、可レ有二其咎一状、依レ仰執達如レ件、

貞和元年(1345)十一月八日　　散位（花押）

大友式部丞(氏泰)殿

室町幕府が田染秀基の訴えに基づいて、豊後守護大友氏泰に対し、田原盛直による宇佐社領への「濫妨」の停止と秀基への沙汰付（交付）を命じる文書である。

---

2)　石井良助『日本不動産占有論 ── 中世における知行の研究 ──』（創文社、1952年）151-159頁。石井紫郎「合戦と追捕 ── 前近代法と自力救済 ──」（同『日本国制史研究Ⅱ日本人の国家生活』東京大学出版会、1986年、原論文初出1978年）1～7頁、等も参照。

3)　新田一郎「日本中世の国制と天皇 ── 理解へのひとつの視座 ──」（『思想』829号、1993年）64頁。

4)　前掲註2）石井良助著書。

5)　石井良助『中世武家不動産訴訟法の研究』（弘文堂書房、1938年）2篇2章6節。

沙汰付の根拠となる証文は、田染定基と小田原宗忍従人信覚の相論についての正和２年の鎮西下知状であり、田染氏側の権利を疎明する証文（下知状）に基づいて、押領[6]人の排除と沙汰付が命じられている。石井氏は、訴人が「当知行」（事実的支配）である場合と、「相当有力な証文」を所持する場合とに「特別訴訟手続」が用いられたとし、命令文書が「訴状・具書」を示して事実関係の有無を問う「問状」としての性格を有する点も指摘している。裁許を行う前に、証文等に基づいて守護・使節に押領停止・沙汰付等を命じるのがこの手続の要点である。

石井氏の近代法的概念による分析の是非はともかく、かかる手続の形成・展開は幕府制度史上の重要な論点とされてきた。南北朝～室町時代における手続（押領停止命令）の運用と変化は前稿で論じた[7]が、鎌倉時代以来の自力救済の抑制と法制の展開過程にどのように位置づけることが可能であろうか。

石井氏は、「特別訴訟手続」の制度的淵源として、①平安時代以来の知行保持訴訟手続、②鎌倉幕府の外題安堵法、③建武政権の法制、の３つを挙げ、①は知行の効力、②は証文（安堵）の効力で、室町幕府では根拠となる証文が、安堵をはじめ「如何なる証文でも訴人が論所の知行権者たる事を相当有力に立証し得るものであれば足りた」とする[8]。

以後、外題安堵法を「特別訴訟手続」の淵源とみる見解が通説となる。石井紫郎氏は、外題安堵法により自力救済が土地所有法体系において持つ意味が減少したとし、「鎌倉末期『安堵外題法』によって占有回復の訴と類似の効果がもたらされたが、この期〔筆者註―南北朝時代〕に入ると公文書一般（『公験』）について同様の効力が認められるに至った」とする[9]。新田一郎氏も鎌倉後期以降の「安堵」の効力の変化に注目し、外題安堵法で有効とされうる「当知行」は「安堵」の所在によって認識されたが、室町幕府のもとでは「当知行」の規準となる

6）　知行の妨害・侵奪は、史料上、「押領」「押妨」「濫妨」「違乱」等と表記されるが、以下、本文の表記は「押領」の語で統一する。

7）　拙稿「室町幕府の知行保護法制 ── 押領停止命令を中心に ──」（『一橋法学』12 巻 3 号、2013 年）。

8）　前掲註 5）、前掲註 2）石井良助著書 101 頁。

9）　石井紫郎「中世の法と国制に関する覚書 ── 喧嘩両成敗法を手がかりとして ──」（前掲註 2）著書、初出 1971 年）96 頁。

「由緒」は多様化し、施行・遵行によって整序されたとする[10)]。

しかし、近年、下知状の執行が制度的な淵源として注目される。古澤直人氏が明らかにしたように、弘安末年頃以降、裁許や命令の不履行・違反行為に対し、所領没収等の厳罰に処す「下知違背の咎」という法的措置が成立し、下知状の名宛人の知行の保護（沙汰付等）がなされる[11)]が、永井英治氏は、「下知状の施行から特別訴訟手続への展開は、下知状に限定されていた副進文書の条件が無制限に拡大された」ものとし、下知状の執行（沙汰付）を「特別訴訟手続」の淵源と論じた。この法制が建武政権、及び室町幕府に継承されたという[12)]。

上記の諸研究は鎌倉幕府や建武政権の制度と室町幕府の制度との連続性を強調するが、家永遵嗣氏は、建武政権の「当知行」に基づく知行保持手続や、建武政権と室町幕府の使節遵行システムの相違等に注目し、鎌倉・建武・室町の各政権の法制の差異を論じた[13)]。手続の連続性のみではなく、制度全体の差異や政治・政策の在り方を論じる視角は重要である。

以上のように、鎌倉幕府の法制について、①知行保持手続、②外題安堵法、③下知状の執行、が「特別訴訟手続」の淵源仮説とされている。①は石井氏の「知行」論の核心をなすものであるが、従来十分に検討がなされていない。本稿では、鎌倉・建武・室町の各政権の法制の差異という視点から、この手続と、従来注目されてきた外題安堵法を中心に鎌倉幕府の知行保護法制について検討を加えたい。

Ⅱ　知行保持訴訟手続

1　手続の運用

石井良助氏によると、「知行保持の効力とは、知行が『押妨』（妨害）された場合に、知行人（被押妨人）が裁判所に訴えて、一方的に、（すなわち、裁判所が

10)　新田一郎『日本中世の社会と法 ── 国制史的変容 ──』（東京大学出版会、1995年）58頁、同「『由緒』と『施行』 ── 『将軍親裁』の構造と基盤 ──」（勝俣鎮夫編『中世人の生活世界』山川出版社、1996年）10-11頁。

11)　古澤直人『鎌倉幕府と中世国家』（校倉書房、1991年）1部Ⅲ章。

12)　永井英治「鎌倉末～南北朝内乱初期の裁判と執行」（『年報中世史研究』29号、2004年）。

13)　家永遵嗣「建武政権と室町幕府との連続と不連続」（『九州史学』154号、2010年）。

押妨人を尋問することなくして)、妨害を排除しうるという効力」である[14]。知行の「占有的効力」と解しうるが、権利訴訟において挙証責任の転換を行うための予備的手続であったという。この知行（所務）の保持・保全の手続は鎌倉時代の中頃になると、権利訴訟に対してある程度の独立性を獲得した、とした上で、次の史料が提示される。

【史料2】六波羅御教書案（「東寺百合文書ア」『鎌倉遺文』〈東京堂出版〉[15] 7518号）

若狭国御家人宮河入道乗蓮申、太良庄内末武名間事、申状如レ此、所レ申無二相違一者、可レ被レ止レ妨、若又有二別子細一者、可二注給一候、仍執達如レ件、

建長五年（1253）二月一日　　左近将監（北条長時）在判

預所（聖宴）殿

若狭国御家人を称する宮河乗蓮が同国太良荘預所の聖宴側による末武名の押領を訴えた際の文書であり、六波羅探題は聖宴に対して訴えの内容が事実であれば押領を停止し、子細があれば陳弁するように通達している。同年と推定される2月10日六波羅御教書案（「東寺百合文書ぬ」『鎌』7519号）では、訴えについて、聖宴が対決を遁避していることがわかる。乗蓮は、領家進止下の御家人領の回復という幕府の政策を背景に、開発領主の雲厳からの譲与（相伝）という本権に基づく知行回復を主張している[16]。

これと同様に、「知行の不可侵性に関する史料」として次の文書も提示される。

【史料3】仁治元年（1240）閏10月2日関東下知状案（「広瀬家中村文書」『鎌』5635号）

筑前国怡土庄内篠原・安恒両村事

右、両村、如二肥前国佐志九郎増申一者、妻女草部氏為二相伝私領一条、無二異

14）前掲註2）石井良助著書76頁。
15）以下、『鎌』と略記する。
16）太良荘については、網野善彦『中世荘園の様相』（塙書房、1966年）等参照。

儀㆓之処、地頭清親無㆑故押妨云々、事実者、尤不便也、無㆓指其科㆒御家人等所領、争可㆑有㆓其妨㆒哉、早止㆓非分濫妨㆒、任㆓重代相伝之道理㆒、可㆑令㆑知㆓行増彼両村㆒之状、依㆓鎌倉殿仰㆒、下知如㆑件、(下略)

佐志増が地頭清親の押領を訴え、幕府は訴えの事実関係が真実であれば(「事実者」)という留保を付した上で押領停止を命じ、「重代相伝之道理」に基づいて増の知行を認可した文書である。

鎌倉前期に同様の文書が多く発給されていたことは、山本幸司氏らの研究がある[17]。氏によると、裁許制度が未整備なこの時期に特徴的な下知状であり、問状としての性格を有していたが、事実上裁許状と同様の証拠文書になっていたという。これは、「訴状・具書如㆑此」等の文言を有し、論人に陳弁を求める一般的な問状とは区別され、前者のような問状は、「御成敗式目」の制定をはじめとして裁許制度の整備される13世紀中頃に見られなくなり、後者の類型の問状に交代していくとされる。

【史料2】にも「所㆑申無㆓相違㆒者」とあり、訴えの事実関係が真実であればという留保付の命令である[18]。その他、石井氏が知行保持訴訟の文書として挙げたのは鎌倉前期の史料であり[19]、裁許制度が未整備な状況において問状としての性質を持っていた文書と言える。鎌倉後期には、押領の訴えについて、論人の召喚や請文執進等の訴訟進行が使節に命じられていく[20]。紛争当事者外の第三者を幕府の命令系統に組織する執行手続の整備と関連する重要な変化と言えよう。

また、石井氏が知行保持訴訟の「もっとも適切な史料」として挙げたのは次の史料であった[21]。

---

17)　山本幸司「裁許状・問状から見た鎌倉幕府初期訴訟制度」(『史学雑誌』94編4号、1985年)。坂本賞三「司法制度から見た鎌倉幕府確立の一過程」(『史学研究』59号、1955年)、前掲註11)古澤著書1部Ⅰ章も参照。

18)　建長5年(1253)7月29日関東御教書(「長隆寺文書」『鎌』7603号)も同様の文書である。

19)「顕快有㆓由緒㆒者、申㆓事由㆒、可㆑蒙㆓裁断㆒之処、無㆑音押領之条、何様事哉、早召㆓決両方㆒」と記す嘉禄元年(1225)12月15日関東下知状(「前田家所蔵文書」『鎌』3439号)等。

20)　外岡慎一郎『武家権力と使節遵行』(同成社、2015年)1章。

【史料4】建治2年（1276）6月5日紀伊国阿氐河荘雑掌申状案（「高野山文書又続宝簡集五十六」『鎌』12354号）

紀伊国阿弖河庄雑掌申

当庄地頭(湯浅宗親)不レ憚二御式条厳制一、構二謀書一上者、早被レ合二御評定一、欲レ被レ注二申子細於関東一事

（中略）次、於二庄家押妨一者、任二傍例一、賞二知行一、先可レ停二止地頭之妨一由、欲レ蒙二御下知一、仍言上如レ件、

紀伊国阿弖河荘雑掌と地頭湯浅宗親との預所職（代官職）をめぐる相論[22]において、宗親が提示した、「私之請所」に20箇年年紀法の適用を認めた文永5年（1268）4月25日関東御教書案を「謀書」とする雑掌が、「御成敗式目」15条に基づいて処罰を求める内容であるが、最後に、知行を「賞」し、地頭の「押妨」の停止を求める記述がある。石井氏は、「賞」は効力を認めるという意味の語であるから、知行の効力として押妨停止が求められたとする。しかし、前年の建治元年10月頃の申状（「高野山文書又続宝簡集七十九」『鎌』12045号）等で雑掌は、荘家への入部と年貢沙汰（「先令レ入二部雑掌於庄家一、可レ致二御年貢以下沙汰一」）を訴えている。荘園領主の有する本権に基づく知行保護の主張と言えよう。

以上のように、知行保持訴訟手続は「占有の効力」とするよりも、幕府の裁許制度が未整備な中での問状として、あるいは本権に基づく知行保護手続として運用されたと考えられる。

2 「押領咎」の成立

鎌倉中期には訴論人による対決手続を中核とし、そこでの「理非」判断を重視する裁許制度が構築されたが、永仁年間（1293～1299）頃から、「御成敗式目」

21）前掲註2）石井良助著書83-84頁、同「日本中世土地法の体系」（法学協会編『法学協会百周年記念論文集1巻 法一般・歴史・裁判』有斐閣、1983年）204頁。

22）相論について、高橋典幸「阿弖河荘の建治相論」（鎌倉遺文研究会編『鎌倉時代の社会と文化』東京堂出版、1999年）等参照。成文法（追加法）の存否が法廷で争われた点について、笠松宏至「中世法の特質」（同『日本中世法史論』東京大学出版会、1979年、初出1963年）。

35条に基づき、論人が応訴しない場合に出廷命令に反したことを理由に敗訴とする、「召文違背の咎」による裁許が増加する[23]。

欠席裁判の実施や手続違犯を「咎（科）」として処罰することに幕府権力の性質の変化が認められる[24]が、以下では、自力救済行為を「押領」として処罰する志向に注目したい。すなわち、「押領」を「咎」として所領の分割没収を科す[25]事例が弘安末年頃から見られるようになる[26]。

【史料5】正応元年（1288）6月2日関東下知状（「忽那家文書」『鎌』16655号）

（前略）如二訴状一者、於二当職一者、任二亡父四郎左衛門尉通重譲状一、給二安堵一畢、而重康致二違乱一云々、如二陳状一者、至二実重所職一者、重康無二其綺一、而押領之由、申之条存外也云々、重訴状云、承伏之上、欲レ給二御下知一云々、重陳状云、於二彼所職一者、恩二給通重一畢（中略）於二当職一者、停二止遠重濫妨一、任二西信・通重譲状等并安堵御下文一、可レ令二性運領知一、次押領科事、遠重上二取彼所職一之条、承伏已畢、遠重背二祖父之譲并御下文一、非二啻押領一、剰以二胸臆一称二恩顧之地一、濫二妨他人所帯一之条、頗招二其科一歟、然則、被レ注二所領一可レ被二分召一（中略）依二押領之科一、被レ分二召所領一之上、不レ能二二罪一歟、仍不レ及二沙汰一焉、（下略）

23）　前掲註11）古澤著書1部Ⅱ章。

24）「裁判の政治への従属」「調停者から統治権者への性格転化」（前掲註11）古澤著書178頁）。13世紀末頃における「非局所的に認識される『抗事実的な法』の生成」について前掲註10）新田著書参照。

25）　押領行為に対する罰則としては、すでに「御成敗式目」43条に、「当知行」を詐称して幕府より文書を受給し、押領を行った者について「於二押領物一者早可レ令二糺返一、至二所領一者可レ被二没収一也、無二所帯一者可レ被レ処二遠流一」とあって、所領没収または遠流が規定されている。

26）　本文で例示したものの他に、弘安10年（1287）10月11日関東下知状（「尊経閣文庫所蔵文書」『鎌』16360号）、永仁3年（1295）3月28日関東下知状（「朴澤文書」『鎌』18789号）等でも問題とされている。後述する外題安堵に違犯（押領）することも、「御外題違背之咎」と呼ばれる（元亨2年〈1322〉7月7日関東下知状、「三浦和田文書」『鎌』28090号）。

伊予国西浦惣追捕使職等をめぐる忽那実重と同遠重の相論の下知状であるが、実重が譲状とその安堵の所持を根拠に重康（遠重の父）の押領を訴えたのに対し、幕府は遠重の「濫妨」の停止と「押領科」による所領の分割没収の裁許を行っている。ここでは、「安堵」に背く、実力による知行の実現が「押領」と称され、科罰の対象とされる。

押領の訴えについて、論人（押領人）が不参の場合、召文違背により裁許がなされることもある。永仁7年（1299）5月22日鎮西下知状（「大友文書」『鎌』20069号）には、「不レ参之条、難レ遁二難渋之咎一」とあって「召文違背の咎」の適用により論人の敗訴とされるが、「押領科事、有慶等雖レ申二子細一、就二難渋之篇一、被二裁許一之間、非二沙汰之限一」とあり、訴人より「押領科」の適用が求められたものの、斥けられている。

他方、正和5年（1316）6月27日関東下知状（「中村文書」『鎌』25876号）は、中村道覚後家尼音阿が中村時広と子の宗広らによる田・在家等への押領を訴えた案件だが、「背二数ヶ度召符一不レ参之条、無理之所レ致也」という召文違背の裁許に加え、「宗広等押領咎并押領以後得分物事、尋二究所領之有無一、可レ有二左右一」とあり、事実認定を行わずに「押領咎」の適用がなされる場合も見られる。

以上のように、権原（本権）を有さない者や、幕府の手続に違犯した者の知行を「押領」として罪科に処す方針が見受けられる。鎌倉時代において「押領」の語は、不当な知行や自力による知行の実現等を指す一般的な用語であり、譲状や契約状、先例等に背く所領知行を意味するが、【史料5】のように、安堵をはじめ幕府文書に基づかない知行を「押領」とする観念は、次に述べる外題安堵法の前提となる。

Ⅲ　外題安堵法の運用

1　外題安堵法の制定と機能

延慶2年（1309）に、下記の外題安堵法が制定される。

【史料6】鎌倉幕府追加法712条[27]

延慶二年五月廿七日評云、被レ成二安堵御下文一所領事、右背二御下文一恣押領之条、太以奸濫也、然者於二所領一者、任二御下文外題一、可二沙汰付一、至二相論一者、就二理非一、可レ被二成敗一、自今以後、若背二此制法一者、可レ被レ収二公所領一、無二所帯一者、可レ被レ処二流刑一矣、

「安堵御下文」が下された所領に対する「押領」について、まず安堵の名宛人への沙汰付を規定し、異議があれば「理非」相論へ移行することが定められる。この法令に背いた場合は所領没収に処し、所領がない者には流刑が科される。安堵所領が押領された場合に、使節[28]に命じてその知行を保持・回収し、押領人は本権訴訟において挙証責任を負うことになる。

石井良助氏の研究以来、注目されてきた法令であるが、渡邉正男氏は、従来十分に検討がなされていなかった法の機能を検討し、次の点を指摘した[29]。①嘉元元年（1303）6月12日の追加法703条を契機に開始される外題安堵は、生前安堵（「譲与した者の申請による安堵」）を前提とし、当知行の調査を条件としないものであった、②外題安堵法は、外題安堵を受けた当知行所領の回復ではなく、「安堵を受けた譲状の内容が当事者間で実現できない場合、これに反する抵抗を排除し、強制的に実現するために利用された」、③「沙汰未練書」方式[30]による当知行の実否の確認は、安堵受給者だけではなく、譲与した者の当知行を含むものであった、④幕府の強制力による譲与の実現が在地領主の側から求められた、という。

渡邉氏の指摘は、法令の適用事例についての精緻な検討に基づくものであるが、外題安堵が裁許において証文としてどのように扱われているか、という点にも注意したい。譲状の外題に安堵文言を記す外題安堵は、追加法703条以後、70例ほどが現存しているが、下知状等において取り上げられている事例をまとめたのが【表】である。

27）佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集1巻 鎌倉幕府法』（岩波書店）。
28）使節遵行については、前掲註20）外岡著書等参照。
29）渡邉正男「『外題安堵法』の再検討」（『日本歴史』674号、2004年）。
30）「方式」や、安堵と「理非」（裁許）の制度的な関係について、笠松宏至「安堵の機能」（同『中世人との対話』東京大学出版会、1997年、初出1986年）参照。

渡邉氏が検討した適用事例の一つが次のものである。

【史料7】正中2年（1325）9月2日六波羅下知状案（【表】№4）
（前略）良海永仁六年（1298）四月廿四日、相二副御下文以下次第証文等一、譲給之間、徳治三年（1308）六月廿日賜二外題御下文一、同十月八日六波羅御施行畢、所レ載二彼譲状一之良海九月五日（付弘安五（1282）、）状亦以分明也、良円去年九月十五日他界之間、任二

【表】「外題安堵」関連の下知状（一部御教書）

№	年月日	発給機関	当事者	概要	典拠（『鎌』）
1	延慶3年（1310）2月7日	関東	一族内	烟田知幹 v. 徳宿景幹／常陸国鹿嶋郡徳宿郷内 外題安堵の際に異議を唱えず→裁許（論人勝訴）	烟田文書（23883）
2	正和3年（1314）8月27日	六波羅	武士間	尾張国草部郷地頭幸寿丸 v. 草部善願／草部郷内 外題安堵所持者の訴え→裁許（召文違背）	妙興寺文書（25216）
3	元亨2年（1322）7月7日	関東	一族内	和田章連 v. 伯母平氏／越後国奥山荘内 外題安堵法による沙汰付→相論→裁許（召文違背）	三浦和田文書（28090）
4	正中2年（1325）9月2日	六波羅	一族内	永安兼時女子尼良海 v. 舎弟兼員／石見国永安別符等 外題安堵所持者の訴え→相論→裁許（和与認可）	吉川家文書（29189）
5	元徳2年（1330）6月23日	六波羅	一族内	石見国周布郷惣領地頭周布兼宗 v. 舎兄兼光／惣領分 外題安堵法の執行命令（御教書）	周布吉兵衛（萩藩閥閲録）
6	正慶元年（1332）12月5日	鎮西	武士間	谷山資忠 v. 山田忠経／薩摩国谷山郡内 外題安堵の発給の際に調査→裁許（論人勝訴）	山田文書（31912）

譲状一、良海欲レ令二知行一之処、兼員致二濫妨狼藉一、奪二取得分物一之上者、仰二御使一可レ被レ沙二汰一付于良海一之由、五番手為二雑賀民部六郎奉行一訴レ之、兼員亦先立四番御手属二伊地知右近将監一、（中略）兼員知行無二相違一、可レ預二御裁許一之由、捧二亡父兼栄法賀、名祐譲状一訴レ之、然間、被レ寄二一所一、雖レ被レ経二御沙汰一、所詮、以二和与之儀一、於二件永安別符以下兼海跡所領一者、折中、両方半分宛可二知行一、田畠山野河海悉折二中之一（下略）

永安兼時女子尼良海と舎弟の兼員の相論の下知状であるが、良海が祖父兼祐の後家良円の譲状とその外題安堵に基づいて、良円の死後、所領を知行しようとしたところ、兼員から「濫妨」を受けたとして沙汰付を求めている。一方の兼員も父兼栄の譲状を根拠に提訴していたので、訴訟が併合されたが、双方は論所を半分ずつに「折中」することで和与（和解）を行った。幕府はそれを認可しており、外題安堵の内容を必ずしも強制するのではなく、和与の効果が勝っている。

渡邉氏の指摘の通り、石井良助氏が「安堵の名義人」と譲与者を区別して議論しなかった点[31]は問題であるが、次に挙げる事例のように、安堵の名宛人が所領を回復する場合も想定しうるように思われる。

【史料8】正和3年（1314）8月27日六波羅下知状（【表】№2）

尾張国草部郷一分地頭幸寿丸代教円□□□□宗隆跡地頭草部助太郎入道善願濫妨当郷(清)□水寺并田畠三町余由事

右、彼寺并田畠者、幸寿丸自二養父寂深之手一□□□間、嘉元三年(1305)閏十二月廿日賜二安堵御外題一、令知(行之)□□処、善願対幸寿丸親父落合左近大夫行長□□掠二給御教書一、善願自二応長元年(1311)一令二濫妨一之□□円就二訴申一、為二津戸信濃房朝尊奉行一、正和元年(1312)□月廿四日・同十二月十四日・去年八月廿五日三ヶ度□被レ下二召文一、不二事行一之間、今年閏三月四日重下二召文一畢、□使者朝日孫次郎頼氏・中嶋正介入道承念四月廿五□□月廿日請文者、相二触善願一之処、不レ及二散状一云々起請詞略レ之、者、□(善)願背二度々召文一、不レ参之上者、以二違背之篇一、

31）　前掲註2）石井良助著書97頁。

可レ被二裁許一之由、教円所レ申非レ無二其謂一歟、然則、於二彼清水寺并田畠□一者、停二止善願濫妨一、任二嘉元御外題一、幸寿丸可領□□状如レ件、（下略）

尾張国草部郷一分地頭幸寿丸と宗隆跡地頭草部善願の相論の下知状であり、幸寿丸が外題安堵を受給して知行していたところ、善願が幕府御教書を不正に受給して「濫妨」してきたことを訴えたのに対し、応訴しなかった善願が召文違背により敗訴している。外題安堵を所持する幸寿丸にまず沙汰付を行う手続はとられず、裁許の結果、外題安堵に基づく「濫妨」停止が命じられている。

【表】の他の事例を見ても、外題安堵法の適用対象は一族内か武士間の相論である。外題安堵法は、押領の際、「理非」判断の前に「安堵」の名宛人へ沙汰付を命じる手続であり、違犯者を罪科に処す内容を持つ。安堵に反する知行は「押領」とされ、裁許においても安堵は証拠法上強い効力を有した。但し、外題安堵に基づく沙汰付は常に行われたとは限らず、安堵の効力が及ぶ範囲にも注意を要する[32]。

2　下知状の執行について

先述したように、古澤直人氏によると、弘安末年頃から、裁許の執行手続の整備と「下知違背の咎」の適用が見られる[33]。

永井英治氏は、外題安堵法に先行する、下知状に基づく沙汰付命令が「一方的に沙汰付を命じる」点で「特別訴訟手続」と共通（ゆえに淵源）し、沙汰付制度の存在と「下知状の執行命令を出すに際して審議を行なわない点」から、その前提に置くことができるという[34]。

事例を確認すると、例えば、「背二度々下知状一、地頭尾張守高家押領云々、而不実之旨、地頭代章重陳レ之、於二下地一者、不日差二遣使者一、可レ沙二汰付于尊阿一、次押領事、為二実事一者、可レ行二罪科一也」（文保元年〈1317〉3月20日関東御教

32）　七海雅人氏は、対本所相論における譲与安堵の機能の検討等から、安堵の属性があくまで御家人制内部において機能する「主従関係認知のための装置」であることを指摘している（「鎌倉幕府の譲与安堵」〈同『鎌倉幕府御家人制の展開』吉川弘文館、2001年〉32頁）。

33）　前掲註11）。

34）　前掲註12）永井論文27頁。

書案、「薩藩旧記前編巻十二」『鎌』26117号）との記述のように、裁許がなされた後、敗訴者による判決不履行や押領が生じた場合、訴えにより下知状の名宛人（勝訴者）への論所の沙汰付が命じられている。

また、亀田俊和氏は、正和元年（1312）以降、鎮西下知状に大量の執行命令が付されることと、正和の神領興行法の発布との関連性や、鎌倉末期には、文言・発給手続・執行手続が室町幕府と同様の「施行状」が発給されたことを指摘している[35]。その執行命令において押領停止を命じられるのは先行する下知状の当事者となる。諸研究で取り上げられている事例を挙げたい。

【史料9】鎮西御教書（「永弘文書」『鎌』25291号）

宇佐宮神官定基申、豊後国来縄郷内小野名事、重訴状如レ此、就二神領興行一、被二裁許一之処、小田原大蔵（宗忍）左衛門入道不二叙用一云々、早莅二彼所一、守二下知状一、可レ沙二汰一付社家一、若不二事行一者、載二起請之詞一、可レ被二注申一也、仍執達如レ件

正和三（1314）年十一月十六日　　前上総介（北条政顕）（花押）

安心院新三郎入道殿

深水武藤三郎殿

論所について小田原宗忍の知行を否定し、宇佐社領とした正和2年10月12日鎮西下知状（『鎌』25016号）が先行して発給され、宗忍がこれに従わないことを宇佐定基が訴えて発給された文書である。訴えを受けて両使に沙汰付命令が発せられている。

下知状の執行が「特別訴訟手続」の前提に位置づくとすれば、【史料1】で示したように、下知状が一般に名宛人の権利を疎明し、沙汰付が命じられるという室町幕府法制と同様の運用の在り方が認められねばならない。しかし、下知状の執行命令は原則として相論の当事者に対してのみ効力を有しており、ある下知状

35）亀田俊和「鎮西探題下知状執行命令の形成と展開」（同『室町幕府管領施行システムの研究』思文閣出版、2013年）。神領興行法については、海津一朗『中世の変革と徳政――神領興行法の研究――』（吉川弘文館、1994年）等、多数の研究がある。

がその当事者ではない第三者に対する効力を獲得するに至っていないようである。室町幕府のもとでそれが拡大されたことになるが、裁許の前に訴人に沙汰付を行う「特別訴訟手続」の淵源は外題安堵法にも求めうる。

鎌倉幕府における「下知違背の咎」の法文は現存しないが、室町幕府法においては成文法規として確認できる[36]。すなわち、追加法9条には「違二背御下知御教書并奉書等一、不レ渡二付下地一輩事」とあり、判決に従わないことについて「違背咎」の適用を規定する。室町幕府の法制においては、自身の下知状に加え、鎌倉幕府が発給した下知状も沙汰付を引き出す効力を有した。

但し、永井氏が指摘するように、鎌倉末期には「特別訴訟手続」に類似する文書発給も見られる。

【史料10】六波羅御教書案（「金剛三昧院文書」『鎌』27988号）

高野金剛三昧院領播磨国有田庄上方地頭代頼融申、前代官澄海向二背寺家一、押二領下地一、抑二留年貢一由事、訴状・具書如レ此、早莅二彼所一、沙二汰付地頭代於上方一、至二澄海一者、為レ被レ尋二問所存一、不日可レ召二進其身一、且載二起請之詞一、可レ被二注申一也、仍執達如レ件、

元亨二年（1322）三月十八日　　左近将監（北条範貞）在判
陸奥守（大仏維貞）在判

小串三郎左衛門尉殿
江田六郎入道殿

高野山金剛三昧院領播磨国有田荘上方地頭代が前代官澄海の押領を訴えたものであるが、「訴状・具書」を示して、使節宛に、「理非」判断前に沙汰付を行い、論人の陳弁（「所存」）を取り次ぐように命じている。問状としての機能をも有する点で「特別訴訟手続」と同様であり、その前提に位置づけることが可能であろう。しかし、荘園内部の代官の押領停止の案件であり、寺社本所と武士というような領主間の紛争での沙汰付命令が中心である室町幕府の法制との相違にも注意

36）前掲註11)。康永2年（1343）の追加法9条と貞和2年（1346）の追加法25条（佐藤進一・池内義資編『中世法制史料集2巻 室町幕府法』岩波書店）。

する必要がある。各政権の法制全体の中での位置づけが重要な論点となろう。

Ⅳ むすびにかえて

「はじめに」で述べたように、石井良助氏は、「特別訴訟手続」の淵源として、鎌倉幕府の知行保持訴訟と外題安堵法に加え、建武政権の法制を挙げていた。その法制は、『建武記』所収の雑訴決断所法規の法令等であり、「非分之妨」について「尋二究当知行之所見一、被レ披二覧文書正文一、所レ申無二相違一者、載二其所名字一可レ有二裁許一」とあって、調査による当知行安堵を規定したものである[37]。

建武政権は、鎌倉幕府の知行保持訴訟に類似するような、本人や使節宛の「濫妨」停止命令を大量に発給している[38]が、家永遵嗣氏によると、「濫妨」訴（「知行保持」訴訟）と「押領」訴（「知行回収」訴訟）には区別があり、前者では当知行の訴人の訴えのみに基づいて沙汰付が命じられたのに対し、後者は不知行の訴人が提起し、「下知違背」「外題安堵」に関わる書証が提示される場合以外は論人を召喚して訴陳を行う原則があった[39]。また、建武政権は広範に当知行安堵を行い、施行（沙汰付・所務保全）の対象とした点も鎌倉幕府の法制とは異なる。つまり、建武政権の「特別訴訟手続」は当知行保護法制として運用されていたことになる。

前稿で述べたように、室町幕府の「特別訴訟手続」では、「濫妨」・「押領」の語彙による区別は見出せず、押領の訴えについて、訴人の権利を疎明する証文に基づいて事実関係の調査と沙汰付や所務保全が命じられた[40]。発給の根拠とな

37） 笠松宏至ほか校注『中世政治社会思想 下』（岩波書店）「建武新政の法」・「条々」2条。法令については、吉原弘道「建武政権の安堵に関する一考察」（『古文書研究』40号、1995年）等参照。

38） 鎌倉後期の朝廷も当事者等宛に「濫妨」停止命令を発給しており、建武政権の法制の前提として注意する必要があろう。正和5年（1316）5月25日後宇多上皇院宣（「東寺百合文書せ」『鎌』25850号）、嘉暦4年（1329）2月4日後醍醐天皇綸旨案（「祇園社記」『鎌』30508号）等参照。

39） 前掲註13）家永論文。永井英治「建武政権～初期室町幕府の裁判に見る『濫妨』と『押領』の交錯」（『南山経済研究』29巻1号、2014年）は、鎌倉時代以来、「押領」は「濫妨」とは異なり、自力による知行の実現の背後に何らかの根拠を有する場合の語であったことを論じる。

る文書を見ると、鎌倉・室町両幕府の下文・寄進状・下知状、朝廷発給文書等の証文が確認でき、本権の保護に特徴が認められる。証文は旧来の知行関係を反映した寺社本所の所持する文書が中心となるから、法制と寺社本所領保護政策との関連が見出せよう[41]。また、正統な調査・執行の手続としての守護遵行システムの機能により、幕府中央での簡易な審理に基づく「特別訴訟手続」が可能となる[42]。

その手続的な淵源を求めるとすれば、裁許の前に証文等に基づいて沙汰付を行うという点では、従来の指摘通り外題安堵法が妥当と考える。下知状の執行手続も重要な前提となるが、下知状が持つ効力の範囲等について今後検討を要する。

しかし、室町幕府では、建武政権とは異なり、安堵は施行の対象とはされず[43]、外題安堵の運用も鎌倉幕府と同様ではない。足利直義執政期等には外題安堵がなされる場合がある[44]が、これに基づく押領停止命令は確認できない。鎌倉幕府の外題安堵の証拠法上の効力を見ると、例えば、康永4年（1345）9月27日足利直義下知状写（「八塔寺文書」『南北朝遺文　中国四国編』1427号）は、安富長嗣の譲状と外題安堵を所持する頓宮道意後家尼覚円が八塔寺衆徒等による備前国藤野保内田畠山林等の押領を訴えた際の裁許状だが、「度々下知状制札等」に寺領であることは明らか等として、八塔寺の知行が認定されており、外題安堵に基づく沙汰付という手続は確認できない[45]。足利義詮期に外題安堵に基づく押領停止命令が見られる[46]が、外題安堵法自体を運用していたとは言い難い。

従って、外題安堵に限定されていた文書がそれを含め「如何なる証文でも」、

40）　前掲註7）拙稿。

41）　佐藤進一『日本の歴史9南北朝の動乱』（中央公論社、1965年）、外岡慎一郎「使節遵行と在地社会」（『歴史学研究』690号、1996年）等。

42）　前掲註10）新田論文、前掲註13）家永論文。

43）　拙稿「室町幕府の安堵と施行――『当知行』の効力をめぐって――」（『法制史研究』61号、2012年）。足利義満・義持期には「安堵」施行がなされる。

44）　暦応4年（1341）8月7日摂津親秀譲状・同12日付足利直義外題安堵（「美吉文書」『南北朝遺文　中国四国編』1098号）等。

45）　他に、鎌倉幕府の外題安堵が問題とされた事例としては、暦応2年（1339）8月27日足利直義下知状案（『増補　八坂神社文書』〈臨川書店〉1882号）は外題安堵等に基づく返付を行い、貞和2年（1346）10月27日足利直義下知状（「密井文書」『大日本史料6編之10』）は訴人の提出した外題安堵を本人のものではないと判断している。

「特別訴訟手続」の対象となったと見る石井良助氏以来の通説的な見解は、運用の実態に照らしてみると誤りであり、安堵については沙汰付命令の発給に慎重な姿勢が窺える。寺社本所を相手とする場合、寺社本所領保護のため、外題安堵に基づく一方的な沙汰付命令はなされなかったのではなかろうか。

以上のように、「特別訴訟手続」に類似する手続が存在しても、その在り方と法制全体における位置づけは、鎌倉・建武・室町の各政権により、またその時期によっても相違が見出せる。手続の連続性だけではなく、その変化を政治・政策や国制（統治体制）とのかかわりの中で明らかにしていくことが肝要と考える。

もっとも、鎌倉後期以降、訴えのみで知行を保護する命令を発し、執行制度の整備により押領（自力救済）を抑止する方向性が顕著となるという一連の変化は重要である。

石井良助氏は制度の変遷を、近代法的な公私分離論を基礎に知行（占有）の効力として論じ、外題安堵法以降、証文の重視により「占有」の効力は減退するとの見通しを示した[47]。しかし、中世前期の知行においても「相伝」や「開発」等、人と土地との関係性（本権）が重視されており、「当知行」の有する法的効果は中世後期に高まるものと見られる[48]。知行論については、自力救済の抑止という観点から論じられることが多いが、本権との関わりの中で論じる必要を感じる。中世の知行において、高権力による認定という契機は一貫して存続しており、この点は所有をめぐる西欧の法制度・法観念との比較という観点からも意義のある問題と考える。

46）　観応2年（1351）4月9日引付頭人石橋和義奉書（「平賀家文書」『南北朝遺文　中国四国編』2016号）は、武石胤泰の訴えにより、「安堵外題状」に基づき西条弥六左衛門入道等の押領の停止を命じる。

47）　前掲註2）石井良助著書。石井良助氏の知行論の基礎をなすゲヴェーレ論の特徴について、石井紫郎「ゲヴェーレの学説史に関する一試論 ── 『知行』研究のための予備的作業として ──」（同『日本国制史研究Ⅲ日本人の法生活』東京大学出版会、2012年、初出1976年）参照。

48）　拙稿「中世後期の土地法秩序と国制 ── 『安堵』の史的展開 ──」（『歴史学研究』937号、2015年）。